

平成27年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	串間市市木デイサービスセンター
所在地	串間市大字市木2028番地
指定管理者	名称 社会福祉法人 串間市社会福祉協議会 代表者 会長 武田 憲昭 住所 串間市大字西方9365番地8
モニタリングの実施方針・方法等	毎月、業務報告書の提出をうけ、モニタリングを行った。
担当課 (問い合わせ先)	串間市役所 福祉事務所 電話0987-72-0333(内線581)

■モニタリングの総合コメント

串間市市木デイサービスセンターの運営については、老人福祉法及び串間市市木デイサービスセンター条例に基づき、在宅老人の福祉推進のため地域住民参加による保健福祉活動拠点及び公的介護サービスセンターの拠点として、地域児童等との異世代間交流や、通所介護事業及び日常生活支援総合事業、食の自立支援事業実施により、地域高齢者にとって必要不可欠な施設として管理運営されている。

■今後の業務改善に向けた考え方

平成27年度の利用実績は、4,674人と平成26年度に比べて利用者数が68人の増加となっており、実施計画値(計画4,204人)との比較では達成率約111%と目標値を達成している。しかし、事業運営においては、介護報酬の改定等による影響があるため、国の動向に注視し、運営していく必要がある。また、今後も市木地区の保健福祉活動の拠点として、地域住民のニーズの把握に努め、利便性の高い効率的な運営サービスを目指すとともに、さらなる利用促進について指定管理者と市が協力して進めていく必要がある。

■ 基本的な考え方(施設の性格・目的との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性
老人福祉法及び串間市市木デイサービスセンター条例に基づき、在宅老人の福祉推進のため地域住民参加による保健福祉活動拠点及び公的介護サービスセンターの拠点として、地域のデイサービス事業を利用する高齢者にサービス提供ができています。

■ 業務内容

・機能性・独創性(事業への具体的な取り組み方)
デイサービス事業の実施にあたり、その他のサービスを提供するものと連携し、今後も利用者のニーズ把握を行い、利便性のよい運営に努めていきたい。
・責任性・実効性(施設の運営体制や組織)
看護師、生活相談員、介護士等の資格保持者を配置しており、事業実施に則した運営体制となっている。また、市と指定管理者間の意思疎通もモニター会議・連絡調整会議を通して十分なされている。
・明瞭性・規律性(適正な事務や経理)
確実な管理と報告により、収入、利用者数、記録記入等が行われており、毎月の業務報告書が確実に提出されている。
・安全性(安全管理、緊急時等の対応)
サービスの提供を行っているときに、利用者の身体状況に急変が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図っている。
・社会性(環境等への配慮)
施設周辺環境整備を定期的実施し、また、施設内の冷暖房の活用を効率的に行い、照明等にも配慮し節電に努めている。

■ 事業収支

経済性
平成27年度の収支は、介護報酬改定による介護報酬の減額と、介護予防通所事業から介護報酬の低い日常生活総合支援事業へ移行したこと等から、収入29,510,552円に対し、支出29,814,500円となり、支出に対して収入(指定管理料・利用料金収入)が303,948円下回った。管理運営においては、介護報酬の動向により収入が大幅に左右されるため、指定管理料の投入による安定化が必要となっている。

■ 団体の経営状態

経営の健全性
社会福祉法人においては、地域福祉・地域還元の観点から事業展開されている。また、高齢化率が高く、介護サービスなくして生活が困難な当該地域での事業展開は、利潤追求は厳しいものの、在宅老人の福祉推進を目的とし、地域住民参加による保健福祉活動拠点及び公的介護サービスセンターの拠点として、健全に運営されている。